

お客さま各位

2026年2月20日

株式会社イーセル

電気需給約款変更のご案内

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

電気需給約款を下記のとおり変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

【主な変更点】

燃料費等調整額の種類（アルファベット）追加

2026年4月から旧一般電気事業者の定める標準約款における燃料費等調整制度の改定と合わせて、本約款の燃料費等調整額の種類を追加いたしました。

なお、変更された本約款は、2026年4月以降に当社と電気需給契約を締結されるお客さま又は電気需給契約を更新・変更されるお客さまより適用となります。

【約款変更実施時期】

2026年4月1日

【変更後の約款の閲覧ページ】

<https://www.e-sell.co.jp/download/>

【お問い合わせ先】

株式会社イーセル カスタマーセンター

電話番号：0120-358-228

メール：customer@e-sell.co.jp

受付時間 平日 9:00-18:00

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業

【ご参考：新旧約款比較表】

条項	変更前	変更後
2.定義 (25) 電源調達調整費	<p>安定的な供給力を確保するために必要な費用として、1キロワット時ごとに単価を定め、その1月の使用電力量を乗じた費用となります。単価については、ホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>単価変更を行う場合には、単価変更月の3ヶ月前までに電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。</p>	<p>安定的な供給力を確保するために必要な費用として、1キロワット時ごとに単価を定め、その1月の使用電力量を乗じた費用となります。原則、毎年2月に4月1日から翌年3月31日までの1年間に適用する単価を当社のホームページに掲示し、当該適用期間中に単価変更を行う場合は、実施期日までに相当な期間において当社のホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせします。</p>
5. 需給約款の変更	<p>(1)託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社はこの需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の需給約款は実施期日までに相当な予告期間において当社のホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。</p> <p>なお、実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款によります。</p>	<p>(1)託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社はこの需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の需給約款は実施期日までに相当な期間において当社のホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。</p> <p>なお、実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款によります。</p>
別表 3.燃料費等調整額	記載なし	燃料費等調整額 I、J の項目追加
別表 3.燃料費等調整額- (2) 算定方法- (2) 基準単価	<p>みなし小売電気事業者と同一算定方式(該当アルファベット:燃料費等調整額 B,D,E,F,G,H)</p> <p>電力需要者の供給地点を供給区域とするみなし小売電気事業者の電気需給約款内における下表記載箇所の定める内容に準じ、燃料価格以外に市場価格を用いる算定および離島ユニバーサルサービス調整その他料金も含めて算定いたします。</p> <p>燃料費等調整額 B または F または H が適用されるお客さまについては、その他に電源調達調整費を加算いたします。</p>	<p>みなし小売電気事業者と同一算定方式(該当アルファベット:燃料費等調整額 B,D,E,F,G,H,I,J)</p> <p>電力需要者の供給地点を供給区域とするみなし小売電気事業者の電気需給約款内における下表記載箇所の定める内容に準じ、燃料価格以外に市場価格を用いる算定および離島ユニバーサルサービス調整その他料金も含めて算定いたします。</p> <p>燃料費等調整額 B、F、H または J が適用されるお客さまについては、その他に電源調達調整費を加算いたします。</p>
別表 3.燃料費等調整額- (2) 算定方法- (2) 基準単価 -エリア表	記載なし	該当条項箇所にみなし小売電気事業者の対象約款追記